

地域・職域連携推進事業の概要

厚生労働省 健康局 健康課

- 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、近年、高齢者の「若返り」が見られ、就業率が上昇するなど高齢者像が大きく変化。
- 国民誰もがより長く元気に活躍できるよう、全世代型社会保障の構築に向けて、厚生労働省に「**2040年を展望した社会保障・働き方改革本部**」(本部長：厚生労働大臣)を立ち上げ、引き続き、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めるとともに、以下の取組を推進。
 - ① **雇用・年金制度改革等**
 - ② **健康寿命延伸プラン**
 - ③ **医療・福祉サービス改革プラン**

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革】

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
 - 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
 - 中途採用の拡大
 - 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金(iDeCo(イデコ)等)の拡充
- ※あわせて、地域共生・地域の支え合い等を推進

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

誰もがより長く元気に活躍できる社会を目指して ～健康寿命の更なる延伸～

- 誰もがより長く元気に活躍できる社会を目指して、「①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進」、「②地域・保険者間の格差の解消」の2つのアプローチによって、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等」、「疾病予防・重症化予防」、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の重点3分野に取り組み、健康寿命の更なる延伸を図る。
- その際、「新たな手法」や「基盤整備」の強化により、政策の実効性を高めていく。
 新たな手法 → 健康な食事や運動ができる環境整備や、居場所づくりや社会参加による役割の付与等を通じた「自然に健康になる社会」の構築、行動経済学等の理論やインセンティブの活用による「行動変容を促す仕掛け」など
 基盤整備 → 幅広い関係者が一体となって取り組む体制の構築・強化やデータヘルス、研究開発の促進 など

①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

②地域・保険者間の格差の解消

新たな手法

自然に健康になれる環境づくり

健康な食事や運動ができる環境整備

居場所づくりや社会参加の推進による役割の付与

行動変容を促す仕掛け

行動経済学等の理論(ナッジ理論等)の活用

インセンティブの活用

重点3分野

次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等

疾病予防・重症化予防

介護予防・フレイル対策、認知症予防

基盤整備

データヘルス

医療・介護関係者
保険者

地域住民やボランティア

自治体・保健所

幅広い関係者が一体となって
取り組む体制の構築・強化

企業・経済団体
運動や飲食等の団体・関係者

関係省庁・団体

その他

研究開発

地域・職域連携の基本的理念

健康増進法(平成15年)の目的

健康に向けての努力を国民に求める

それぞれの健康増進実施事業者の連携を促し、効果的な保健サービスの実行を求めている

健康日本21(第二次)の目的

地域保健と職域保健の
連携が必要不可欠

健康寿命の延伸

生活の質の向上

健康日本21(第二次)目的達成のための 地域保健の課題

職域保健の現状を把握し連携していく
方策が未確立

健康寿命の延伸に向けての実行的な
対策をとらなければならない

健康日本21(第二次)目的達成のための 職域保健の課題

過重労働、メンタルヘルス問題

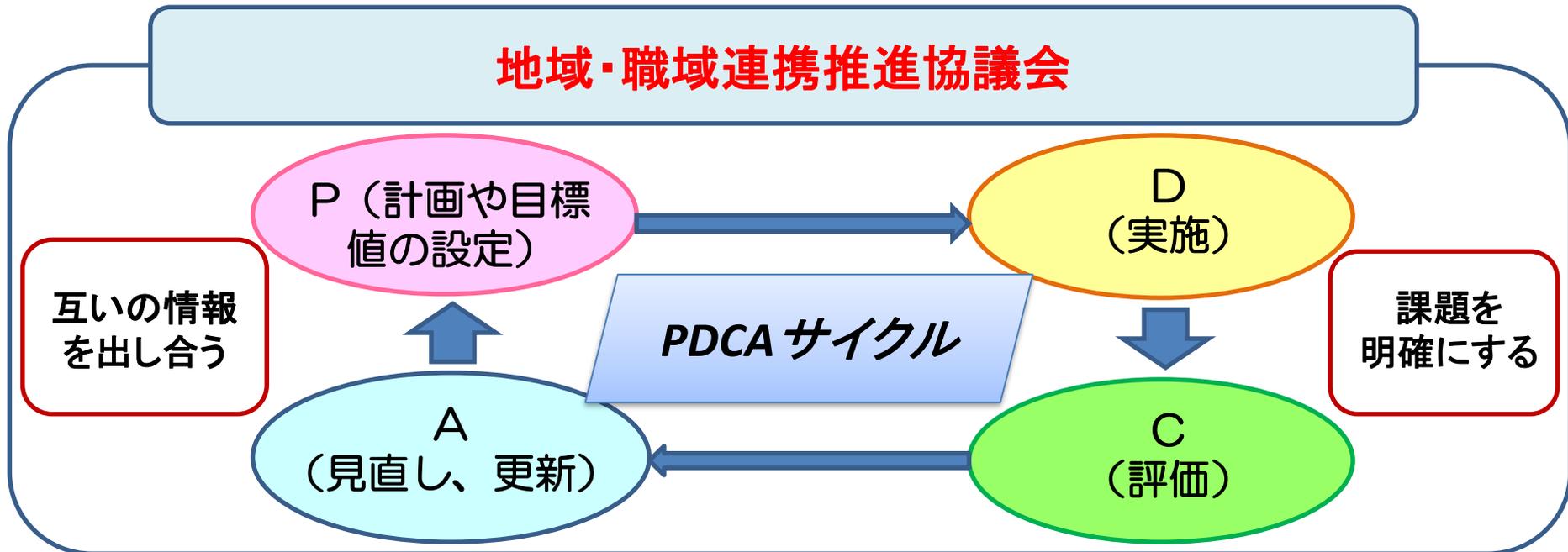
小規模事業所における産業保健サービスの提供

連携の基本的な考え方

地域保健と職域保健における

「連携」とは・・・

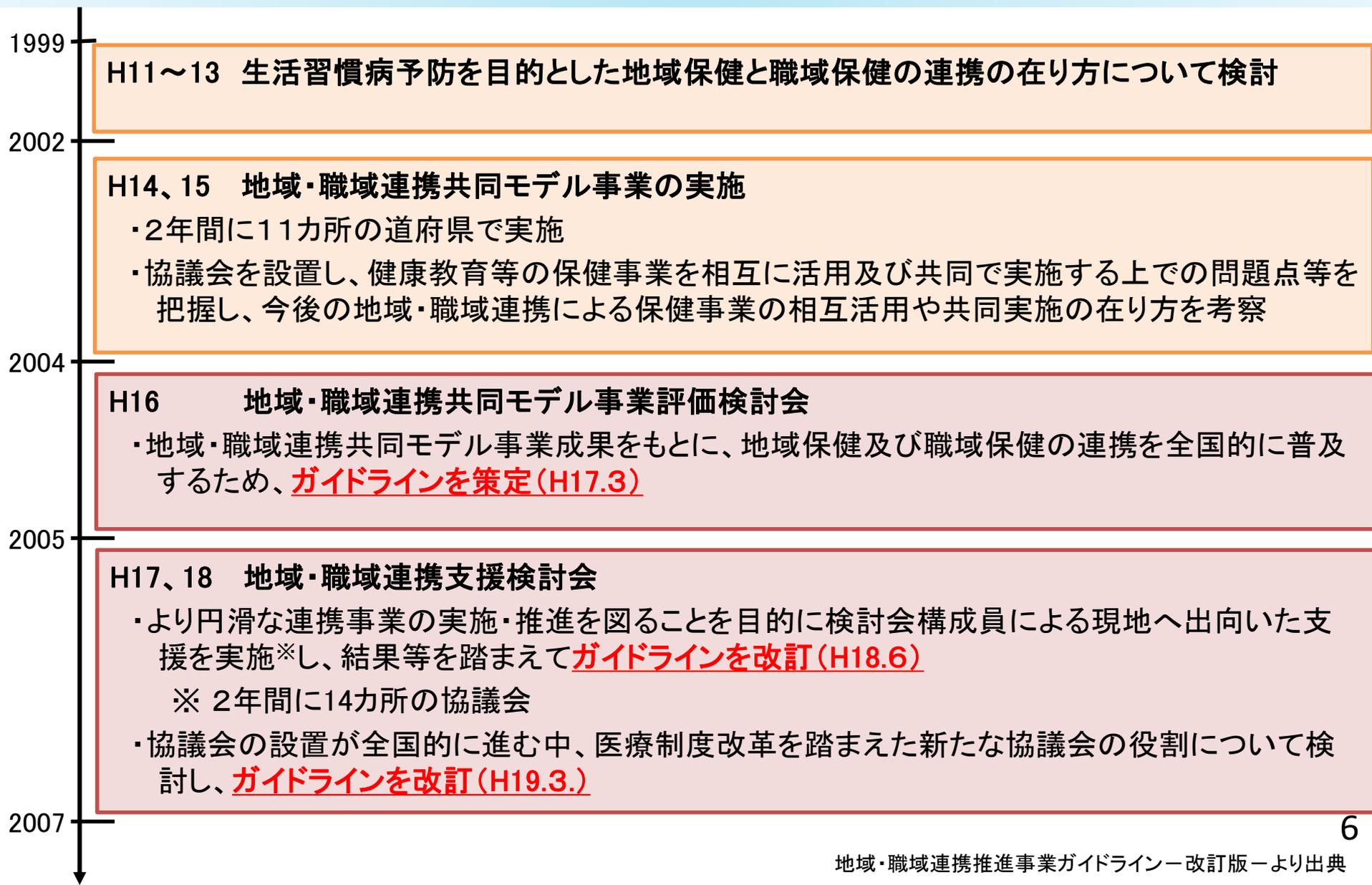
それぞれの機関が有している健康教育、健康相談、健康情報等を
共有化し、より効果的、効率的な保健事業を展開すること



地域・職域連携によるねらい

- 1) 連携により地域保健情報に、職域保健情報を加えて検討することにより、地域全体の健康課題がより明確になる。
- 2) 生涯を通じた継続的な健康支援を受けられることができる。
- 3) 健康課題に沿った、個人ニーズへの幅広い対応が可能となり、対象者にとって保健サービスの量的な拡大になる。
- 4) 生活の場である地域を核として、就業者を含めた家族の健康管理を、家族単位で共通の考え方に沿って指導ができることにより、保健指導の効果を上げることができる。
- 5) 地域保健と職域保健が共同で事業等を行うことにより、整合性のとれた保健指導方法の確立ができ、保健事業担当者の資質の向上につながる。
- 6) 地域保健における保健事業の活用により、事業者による自主的な健康保持増進活動の推進がより容易になり、就業者の健康の保持、増進が図れるようになり、生産性の向上に寄与できる。特に、小規模事業所等の就業者の健康増進が推進される。
- 7) 地域と職域が共通認識を持ち、健康づくりを推進することは、健康日本21の推進に資すると共に、生活習慣病が予防できることにより、将来的に医療費への影響が考えられる。

地域・職域連携についてのこれまでの検討の経緯



地域・職域連携事業ガイドライン-改訂版- 目次

I. 地域・職域連携の基本的理念

1. 連携の基本的な考え方
2. 地域・職域連携のメリット

II. 地域・職域連携推進協議会の設置

1. 協議会の目的
2. 協議会の構成メンバー
3. 協議会の役割
4. 協議会の運営方法

III. 2次医療圏協議会における連携事業の企画

1. 現状分析
2. 課題の明確化、目標設定
3. 連携事業のリストアップ
4. 連携内容の決定及び提案
5. 連携内容の具体化・実施計画の作成
6. 効果指標並びに評価方法の設定

IV. 連携事業の実施

1. 連携事業の分類
2. 連携事業の展開

V. 評価

1. 評価の意義
2. 構造評価
3. プロセス評価
4. 効果評価

VI. 連携事業を推進する際の留意点

1. 推進要因
2. 阻害要因
3. 保険者協議会との連携

VII. Q&A

地域・職域連携推進協議会設置の根拠法

地域保健法第4条に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」及び健康増進法第9条に基づく「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

- 都道府県及び2次医療圏単位に設置
- 地域・職域連携共同事業（連携事業）の企画・実施・評価等の中核的役割を果たす。
- 各地方公共団体の健康増進計画（健康日本21地方計画）の推進に寄与することを目的とする。

参考

○地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生労働省告示第374号)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

四 地域保健、学校保健及び産業保健の連携

- 1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。

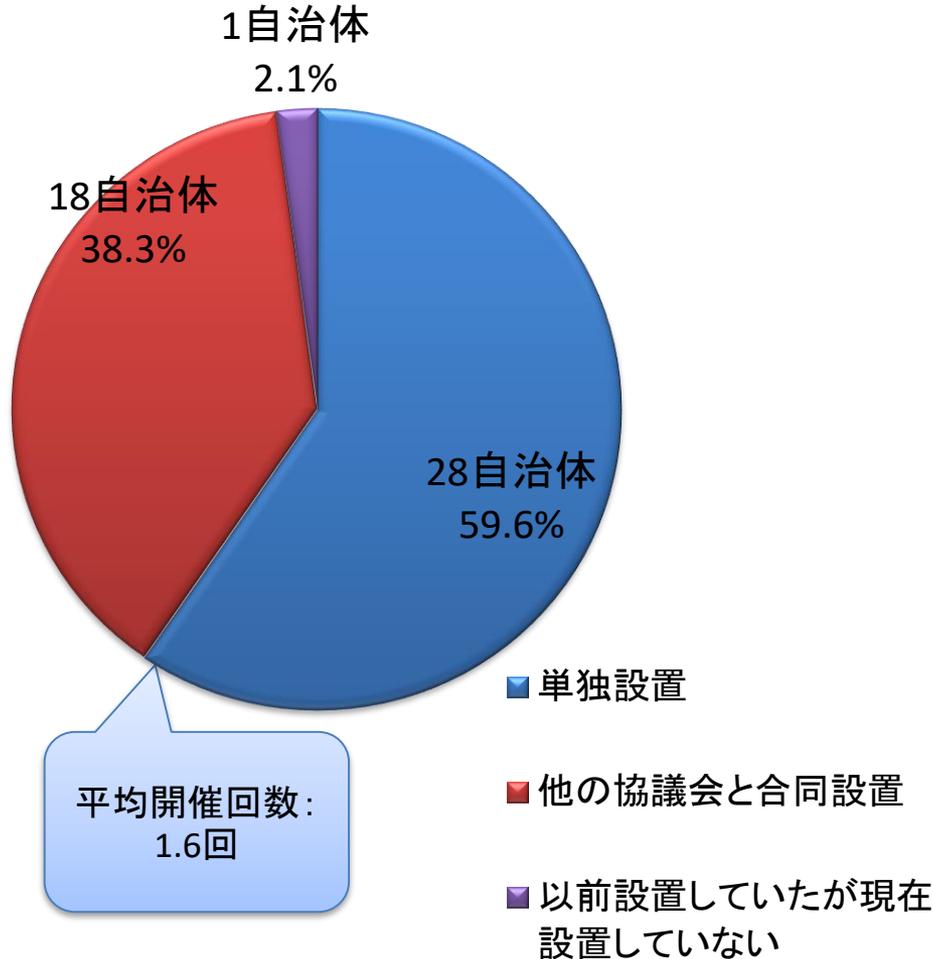
○健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第242号)

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

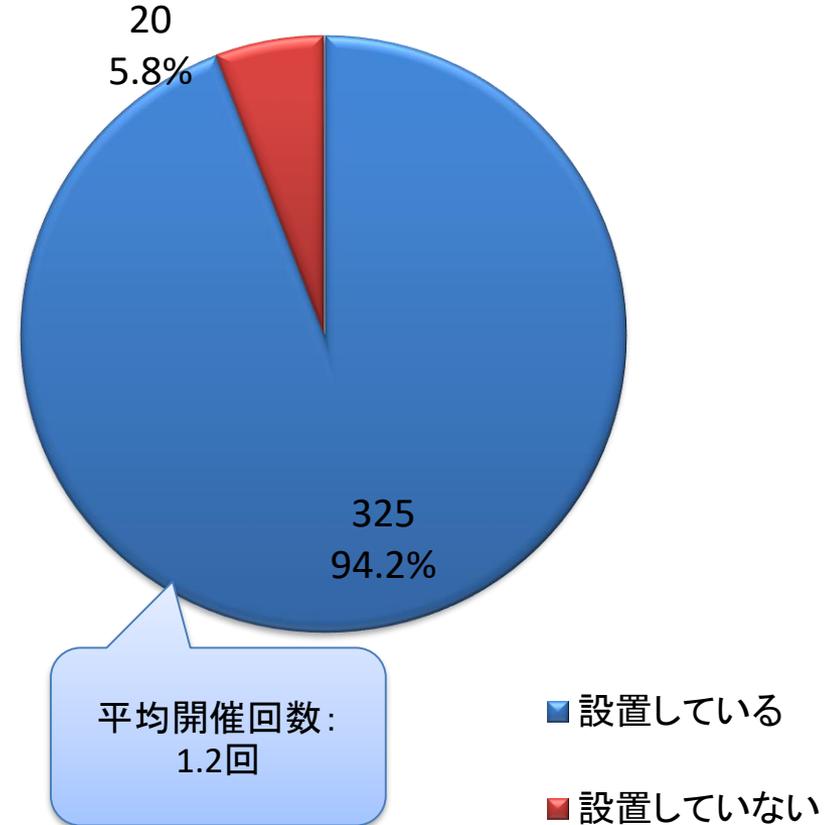
- 7 (省略)地域・職域の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、健康診査の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。

地域・職域連携推進協議会の設置状況 (平成30年)

都道府県協議会の設置状況



2次医療圏協議会設置状況 (保健所毎もしくは2次医療圏毎)



協議会の役割

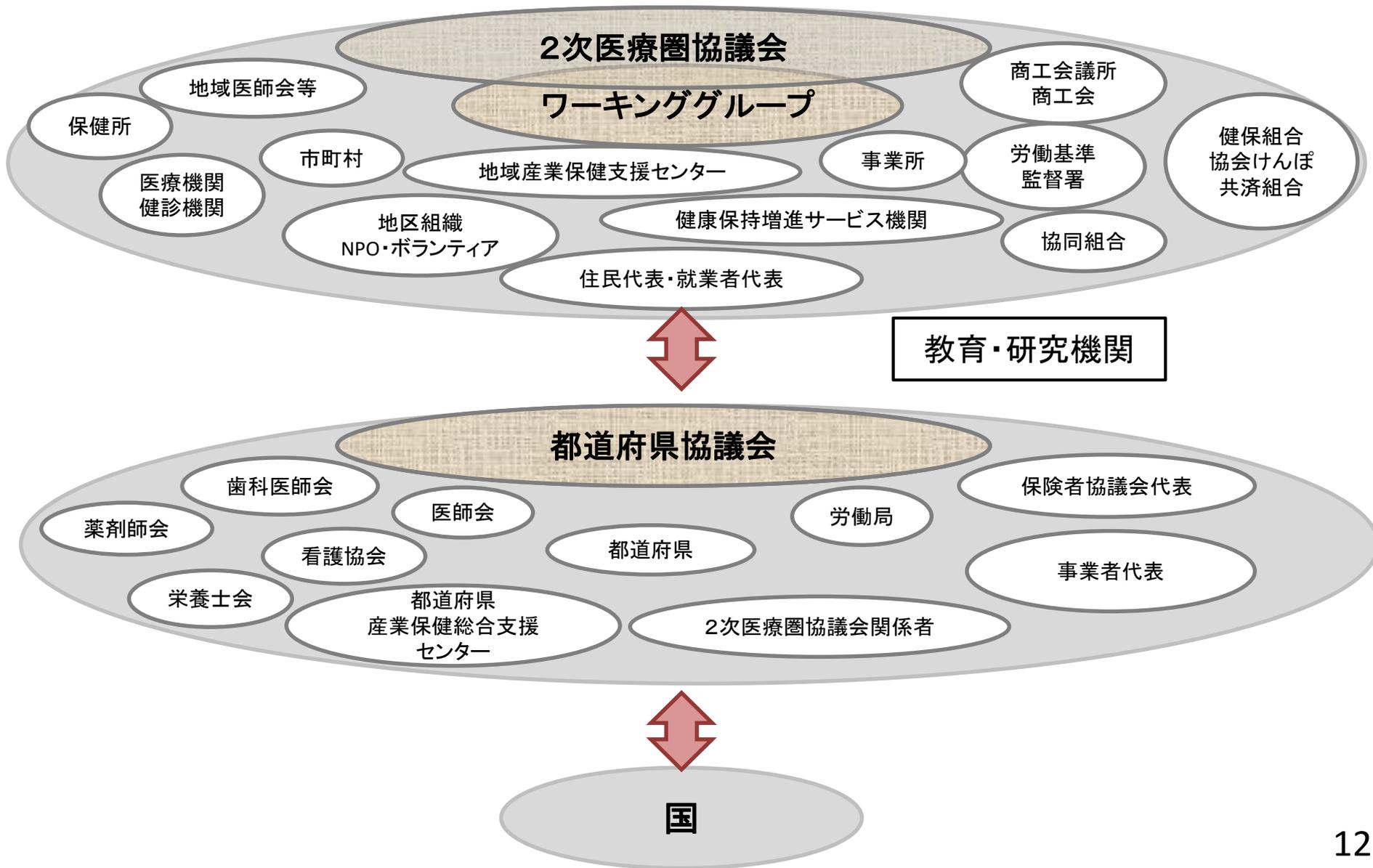
○都道府県協議会

- 各関係者の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施 等

○2次医療圏協議会

- 2次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担うべき役割の確認と推進
- 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換、方策の協議、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報 等

地域・職域連携の概念図



平成31年度 地域・職域連携推進事業 概算要求額:64百万円

地域・職域連携推進事業

都道府県地域・職域連携推進協議会

- | 〈地域〉 | 〈関係機関〉 | 〈職域〉 |
|---|---|---|
| ・都道府県
・保健所
・福祉事務所
・精神保健福祉センター
・市町村
等 | ・医師会
・歯科医師会
・薬剤師会
・看護協会
・保険者協議会
・医療機関
等 | ・労働局
・事業者代表
・産業保健総合支援センター
・商工会議所・商工会連合会
等 |

主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 等

2次医療圏地域・職域連携推進協議会

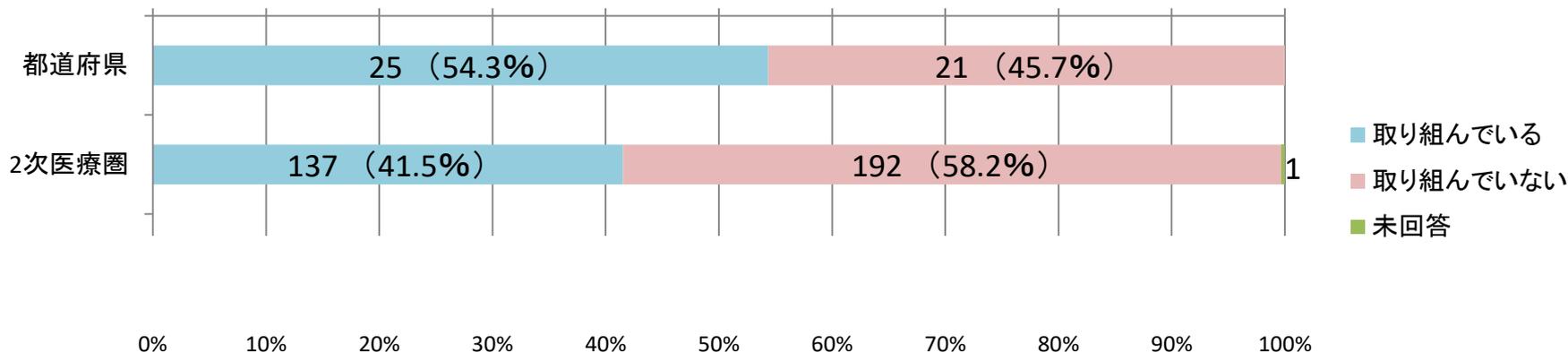
- | 〈地域〉 | 〈関係機関〉 | 〈職域〉 |
|-------------------------------------|-------------------------------|---|
| ・保健所
・市町村
・住民代表
・地区組織
等 | ・医師会
・医療機関
・ハローワーク
等 | ・事業所
・労働基準監督署
・商工会議所
・健保組合
・地域産業保健センター
等 |

主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 事業所におけるメンタルヘルス対策
- 地域の実情に合わせた共同事業の検討・実施 等

健康課題の把握の取組状況

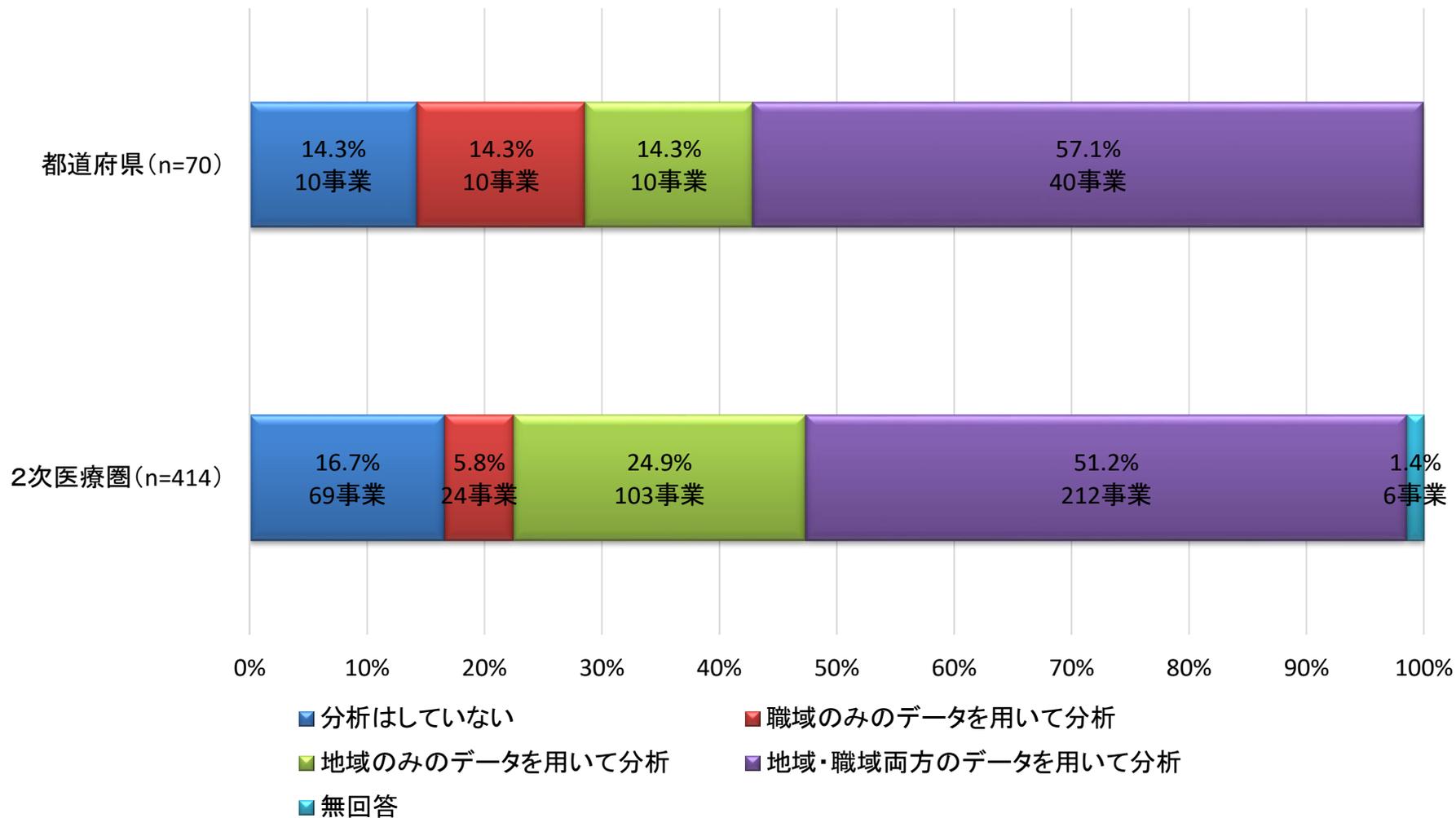
各組織(地域、職域ごと)が保有するデータを収集、整理したうえで、
各組織それぞれの健康課題を把握している



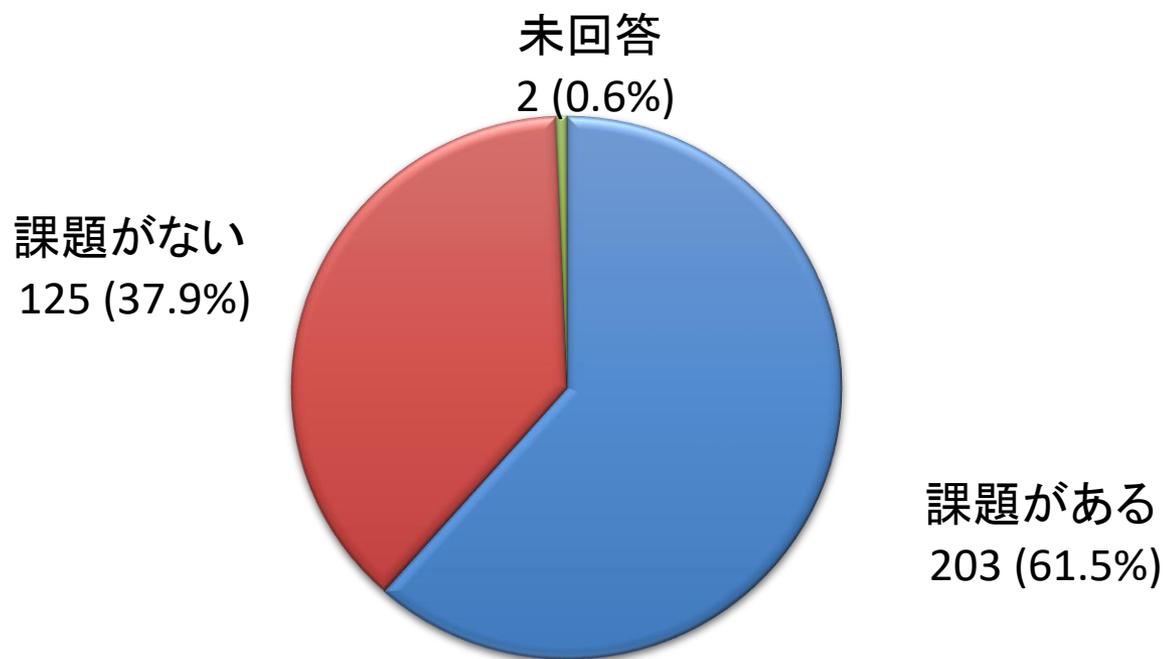
	取り組んでいる内容	取り組んでいない理由
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県協議会で、各組織の健康課題や要因分析の結果について報告(情報提供)してもらっている。 地域の健康課題は、保健所単位で報告してもらい把握している。 特定健診データの分析結果により保険者別に健康課題を把握している。また、標準化死亡比等の調査結果も含めて、地域特性を把握するよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算、マンパワーの問題から各組織の健康課題の把握まで行えていないため。 データを収集、整理する体制が整っていないため。 中小規模事業所の種類や数が多岐に渡り、それぞれの健康課題の把握は困難であるため。
2次医療圏	<ul style="list-style-type: none"> 2次医療圏協議会を通して、構成組織における健康課題について把握している。特定健診結果等、共通して収集できるデータを優先的に市町村単位で収集し把握している。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算、マンパワーの問題から各組織の健康課題の把握まで行えていないため。 職域側のデータや健康課題に関する情報提供が得られず、把握できていないため。

地域・職域連携推進協議会の連携事業における健康課題の分析状況

連携事業における健康課題の分析状況



二次医療圏協議会における健康づくりに関する 社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整における課題



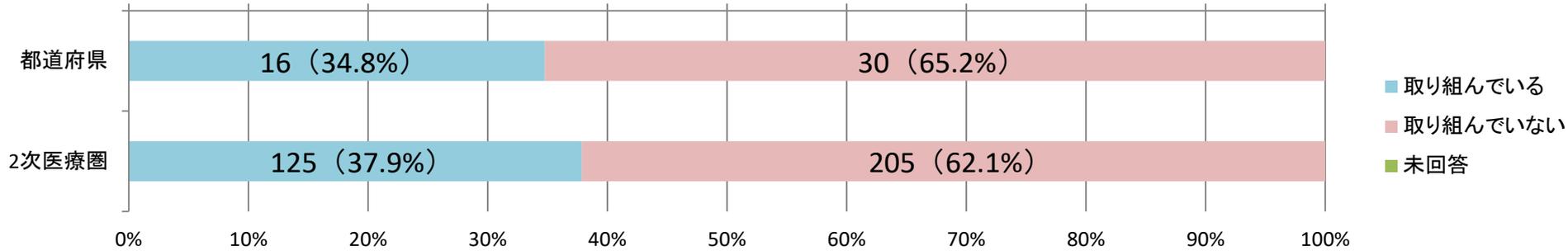
課題の内容(抜粋)

- ・管轄圏域の社会資源の把握や共有ができていない
- ・社会資源の有効活用ができていない
- ・社会資源を活用してもらうための広報等、効果的な連携の検討が十分でない

(平成29年保健指導室調べ)

保健活動に関する社会資源の共有状況

保健活動に関する社会資源の一覧表を各団体へ配布している



取り組んでいる内容

取り組んでいない理由

都道府県

- 糖尿病予防等、生活習慣病予防に焦点をあてたリーフレットを作成し、配布している。
- 禁煙外来一覧や市町村のウォーキングマップといった地域特性も交えた一覧を作成し、インターネット上で公表している。

- 都道府県としてインターネット上に掲載しているため、都道府県協議会としては配布していない。
- 社会資源の整理ができていないため。

2次医療圏

- 健康増進計画に関わる社会資源(禁煙外来一覧や受動喫煙防止飲食店等)について一覧にし、配布している。
- 把握している情報を、ポスター掲示やパンフレットとして公開している。
- 2次医療圏協議会として、インターネット上に情報公開できるように仕組みを作り、住民が閲覧できるようにしている。

- 予算やマンパワーの問題から、取り組めていない。
- 圏域の社会資源を把握しきれていないため。
- 過去に資料の配布という形で取り組んだが、明らかな効果が認められなかったため。

○健康づくりの取組につなげるための地域全体の健康課題の把握

- ・ 全体の課題の明確化に必要なデータ提供を受ける体制づくりがまだできあがっていない
- ・ 各機関が所有する保健医療データの集約や分析を行いたい
- ・ 健診データの分析では、地域と職域の健診項目や基準が異なることからクリーン作業に人手や時間を要する

○健康づくりが進みにくい層への健康づくりの推進

- ・ 中小企業の事業主への働きかけの拡充、若い世代への働きかけなど連携事業としての取組を行いたい
- ・ 職域における健康づくり支援のための事業を行いたい
- ・ 市町村が地元企業の健康経営を推進する取組を行いたい
- ・ 特定健診の受診率向上に向けた効果的な取組を行いたい
- ・ 企業や事業所へ健康づくりに関する情報提供を行っていく際、対象の興味・関心を得られる提供方法の工夫が必要である
- ・ 働き盛り世代に健康づくりについて広く周知するためには、ICTを活用した普及啓発を行いたい

○地域・職域連携推進協議会の機能や役割の充実強化

- ・ 関係機関の人的資源や予算を集中一体化させたような事業の展開ができていない
- ・ 地域の健康課題について他部署や職域関係者の理解と協力を得ることが課題である
- ・ 事業実施までの共通認識までは至っていない
- ・ 直接事業所や企業へアプローチするルートが確保できていない
- ・ 協議会の開催回数を増やし、協議内容を充実させる必要がある
- ・ 普及啓発や広報にかかる十分な費用の確保ができていない

○健康づくりの取組につなげるための地域全体の

健康課題の把握

- ・ 地域及び職域のデータを集積、分析する仕組みやマンパワーが不足している
- ・ 健康保険組合や協会けんぽが有する健診データ等を集約し、地域全体の健康課題を明らかにしたいが情報収集が困難である
- ・ 職域保健に係る健康診査やがん検診の受診状況を把握したいができない
- ・ 管内全事業所の実態把握をしたいが、マンパワー不足のため実施できていない
- ・ 独自に実施した実態調査の解釈や判断への助言が欲しい

○健康づくりが進みにくい層への健康づくりの推進

- ・ 中小規模事業所は健康管理に対する優先度が低く、健康づくりは個人の問題と考える事業主も多く、事業主の理解が得られにくい
- ・ 個人事業者等に対してこそ、健康教育の実施や啓発物を届けることが必要であると考えるが、困難である
- ・ 事業所の健康管理担当者を対象に研修会を実施しているが、なかなか地域と職域の連携が進まない
- ・ 事業所の健康づくりの取組や従業員の特徴に合わせた働きかけ(事業所訪問等)がマンパワー不足等により難しい
- ・ 健康づくり意識向上を図るための研修会開催等の事業拡大を図りたい

○地域・職域連携推進協議会の機能や役割の充実強化

- ・ 地域・職域両方のデータや取り組み状況の情報共有に止まっており、データ分析の実施や健康課題の明確化には至っていない
- ・ 2次医療圏協議会において、それぞれ年1回程度しか会議が開催できず、協議内容も情報共有にとどまっている
- ・ 健康課題を解決するための各団体、関係機関が主体的に具体的な取組について考えるには至っていない
- ・ 各関係機関でのマンパワーや技術面、業務量の課題、優先順位、関心の程度の相違により、地域・職域間の連携した取り組みに結びつかない
- ・ 二次医療圏協議会の開催内容や地域職域連携推進に係わる取組の共有化ができていない
- ・ 生活習慣病やメンタルヘルス等幅広い地域・職域の領域に対応するための様々な専門職種が協働した働きかけができていない
- ・ 地域・職域連携推進協議会や実務者会議の開催において企業との連携が難しい
- ・ 普及啓発媒体等の作成については、予算の確保や予算に応じて印刷可能な部数等に制限がある
- ・ 健康経営の観点から職場への健康づくりを地域と共同した事業検討において、予算確保が不明瞭である
- ・ 長期的、継続的な事業推進、効果評価の協力が得られにくい